

## 指名停止措置について

### 指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
(株)富士通ゼネラル	斎藤 悦郎	神奈川県川崎市高津区末長3 - 3 - 17	平成29年4月14日から平成29年6月13日まで (2か月)
日本電気(株)	新野 隆	東京都港区芝5 - 7 - 1	平成29年4月14日から平成29年5月13日まで (1か月)
沖電気工業(株)	鎌上 信也	東京都港区虎ノ門1 - 7 - 12	平成29年4月14日から平成29年5月13日まで (1か月)
日本無線(株)	荒 健次	東京都中野区中野4 - 10 - 1	平成29年4月14日から平成29年5月13日まで (1か月)
(株)日立国際電気	佐久間 嘉一郎	東京都港区西新橋2 - 15 - 12	平成29年4月14日から平成29年5月13日まで (1か月)

### 指名停止の措置の範囲

安来市が発注する建設工事等について、指名停止措置とする。

### 指名停止に係る事実概要等

(株)富士通ゼネラルは、全国の市町村等（島根県を含む）が発注する消防救急デジタル無線機器（据付工事、鉄塔の建設工事等を含む。）に関し、遅くとも平成21年12月21日頃までに、特定消防救急デジタル無線機器の納入価格の低落防止を図るため、他の事業者と共同して納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカーが納入できるようにしていた。このことが独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反するものとして、平成29年2月2日、公正取引委員会より、同法の規定に基づく、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

日本電気(株)は、全国の市町村等が発注する消防救急デジタル無線機器（据付工事、鉄塔の建設工事等を含む。）に関し、遅くとも平成21年12月21日頃までに、特定消防救急デジタル無線機器の納入価格の低落防止を図るため、他の事業者と共同して納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカーが納入できるようにしていた。このことが独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反するものとして、平成29年2月2日、公正取引委員会より、同法の規定に基づく、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

沖電気工業(株)は、全国の市町村等が発注する消防救急デジタル無線機器（据付工事、鉄塔の建設工事等を含む。）に関し、遅くとも平成21年12月21日頃までに、特定消防救急デジタル無線機器の納入価格の低落防止を図るため、他の事業者と共同して納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカーが納入できるようにしていた。このことが独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反するものとして、平成29年2月2日、公正取引委員会よ

り、同法の規定に基づく、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

日本無線(株)は、全国の市町村等( 島根県を含む )が発注する消防救急デジタル無線機器( 据付工事、鉄塔の建設工事等を含む。 )に関し、遅くとも平成22年9月15日頃までに、特定消防救急デジタル無線機器の納入価格の低落防止を図るため、他の事業者と共同して納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカーが納入できるようにしていた。このことが独占禁止法第3条( 不当な取引制限の禁止 )に違反するものとして、平成29年2月2日、公正取引委員会より、同法の規定に基づく、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

(株)日立国際電気は、全国の市町村等が発注する消防救急デジタル無線機器( 据付工事、鉄塔の建設工事等を含む。 )に関し、遅くとも平成22年5月24日頃までに、特定消防救急デジタル無線機器の納入価格の低落防止を図るため、他の事業者と共同して納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカーが納入できるようにしていた。このことが独占禁止法第3条( 不当な取引制限の禁止 )に違反するものとして、平成29年2月2日、公正取引委員会より、同法の規定に基づく、排除措置命令を受けた。 \_

(株)富士通ゼネラル、日本無線(株)、日本電気(株)、沖電気工業(株)が公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたこと、(株)日立国際電気が公正取引委員会から排除措置命令を受けたことは「安来市建設工事等入札参加者指名停止措置要綱」別表第2第3号に該当する。

なお、日本無線(株)、日本電気(株)、沖電気工業(株)、(株)日立国際電気については、課徴金減免制度の適用事業者であることが、公正取引委員会より公表されているため、指名停止措置の期間を適用がなかった場合の2分の1とする。

よって、(株)富士通ゼネラルについては、指名停止措置期間を1ヶ月、日本無線(株)、日本電気(株)、沖電気工業(株)、(株)日立国際電気については、1ヶ月とする。

#### 指名停止措置理由

安来市建設工事等入札参加者指名停止措置要綱

別表第2 第3号

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 3 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2月以上9月以内